

この秋、全支部で団体交渉へGO！！

🍁 🍁 🍁 **10月10日 全医労女性集会。8グループに分かれて分散会。** 🍁 🍁 🍁

今回の分散会では、要求を集めて要求書にし、団体交渉を申し入れて実際に交渉するためにどうしたらいいか、さらに交渉で確認したことをどう守らせていくかについて、各分散会で経験交流と具体的な運動の仕方について話し合いました。

第一分散会 初めての退勤時間調査をすることで



で超勤申請が正しく行われていないことがわかり、「施設側も『事前命令を徹底する』という変化が起こった」との報告がありました。この発言をきっかけに、「保育所に迎えに行ってからまた、仕事の続きをしている」「準夜の超勤は当直師長に報告しなければいけない」「看護師の超勤申請のシステムに問題がある」などと、超勤申請しにくい職場実態が次々に発言されました。「半年たっても交渉にならない」「組合側の役員がそろわず窓口が進んでいない」など要求提出から団体交渉まで時間がかかっている実態の発言もあり、「職場を改善したい。交渉を早くしたい」との組合側の意思統一が大事との意見が出ました。

第二分散会 要求を集めるために何をしているかについて話し始めました。朝ピラで対話して職場の悩みを聞き、早速窓口で追及し、改善。当人に結果を報告した。支部のイベント（食事会や交流会）では必ず“愚痴”を聞く。一人の愚痴だけでなくその職場の人にも話を聞いて全体の要求にしていくという支部もありました。いざ団体交渉が決まっても、若い人の中には交渉参加に抵抗があるという人もいる。「職務専念義務免



除について説明し参加してもらおう」「交渉では事前の打ち合わせが大事。難しいことではなく自分のことを話してもらおう」という意見交流をしました。交渉後は、「結果がどうなったか」参加者はじめ職場に返すことが大事と話しました。

第三分散会



数年ぶりに団体交渉をした支部から「交渉に先立って過去3年分のデータを出させてみると、年休取得は減っており、夜勤回数も増えていた。交渉をして訴え、当局に職場のことを分かってもらい、大変だったが交渉してよかった」との報告がありました。また、「同じ課題で3年繰り返し交渉をしている」との報告もありました。施設の改善策に対して実際に改善がされているかどうか点検しやすいし、成果が目に見えるメリットがあるとの報告でした。

第四分散会 参加者の支部や職場の実態交流の後、働きやすい職場を作らなくては離職がなくなる。来年4月に向けてこれらの問題点に対して、要求書を提出し、窓口で交渉するのでなく団交に持っていきましょうと確認しました。



第五分散会

要求の集め方について「一人ひとりにアンケート用紙を配付し、11・6で回収。持ってきた人にお菓子を配布する工夫で8割回収している」「夜勤点検を定例化しており、職場実態をここで把握し交渉議題にしている」など支部の取り組みを交流をしました。また、交渉での

獲得目標の数値化を施設は嫌うが「今年の実績が最低限、さらに改善することを目標に」追及することが重要との意見もありました。



第六分散会 女性ならではの「食べて」「しゃべって」要求を集めようと話がまとまり、交渉日程を早く決めるのには、早めに日程候補を挙げ、決まったら参加者名簿を提出して勤務調整するという支部もありました。交渉で獲得したものは、チラシやビラ・掲示板で宣伝し、実態調査をして守られているか点検する。

交渉をして勝ち取ったという達成感や職場が変わったという実感が持てるような取り組みを工夫しようと話が弾みました。



第七分散会 いちご狩りや退勤時間調査で要求集めをする。たくさんの要求を窓口で追及し、なかなか改善されないものは団体交渉にする。繰り返し窓口で追及しても改善がないので10数年ぶりに団体交渉をしたという支部もありました。

組合活動を広げるためには組合のことを分かってもらうことが大切。見える組合活動をして、「これくらいならお手伝いできる」という人を増やしていこう。「以前は組合員が少なかった。朝ピラをするようになったら職員の反応が見られるようになった。職場の苦情も聞かれるようになり、聞いたらすぐ窓口で追及し返すことを繰り返し



地道に続け、今は過半数組合になった。今も週一回の窓口を続けている。声をかければ窓口のネタは尽きな

い」と貴重な経験の交流もできました。

第八分散会 不払い残業が中心に話し合われました。「師長の威圧的態度に超勤が書けない」「若い人に超勤を書かないように師長が指導している」「師長がいなくなるのを待って超勤を始める」「『私の仕事』と超勤を付けない」「当直師長を通すのが超勤を付けにくい原因」「事後確認が機能していない」など不払い残業が横行している職場の実態が出されました。ある参加者は、「仕事も組合もやるのは難しい。だからと言って何もしないわけにはいかない。月1回退勤調査をしたい。愚痴で終わらせないように。他の支部の活動も参考にしたい」と決意を述べていました。

交渉に躊躇する参加者がいる中で「交渉での発言は、後でとがめられない。交渉で決めたことは、法的に守られなければならない。」と本部から助言もあり団体交渉をしようと盛り上がりました。

お疲れ様でした。

さあ！団交へGO GO！！



特定行為 35 項目が決定！？

・・・残る6項目は継続審議・・・

厚労省の医道審議会・保健師助産師看護師分科会「看護師特定行為・研修部会」（部会長＝桐野高明・国立病院機構理事長）は10月23日、特定行為候補として再検討する方向になっていた12項目のうち6項目を特定行為とすることで一致した。これで特定行為候補41項目のうち計35項目は特定行為とすることが決まった。気管挿管など残る6項目については引き続き検討することになったという。

特定行為項目とする方針で一致したもの

- ▽経口・経鼻気管挿管チューブの位置調節
- ▽人工呼吸器モードの設定条件の変更
- ▽橈骨動脈ラインの確保
- ▽腹腔ドレーン抜去（腹腔穿刺後の抜針含む）
- ▽病態に応じたインスリン投与量の調整
- ▽脱水の程度の判断と輸液による補正